

質問 川上議員（自民 高山市）令和8年10月2日（金）

1 高山市内の産業廃棄物最終処分場設置許可審査について

（１）地下水の安全性が永続的に確保された処分場建設の可否と安全性の判断について

（２）生存権の侵害リスクに対する認識について

（３）審査における「水源地への影響の予測評価」の扱いについて

答弁 知事

高山市内の産業廃棄物最終処分場設置許可審査に関し、まずは、地下水の安全性が永続的に確保された処分場建設の可否と安全性の判断、生存権の侵害リスクに対する認識、審査における「水源地への影響の予測評価」の扱いの３点について御質問がありました。これらは関連しますので一括して答弁させていただきます。

一昨日の布俣議員からの答弁でも申し上げましたとおり、産業廃棄物最終処分場は社会にとって必要不可欠な施設でございます。しかしながら、その一方で、近隣の住民を始めとして多くの方々が施設の安全性等に不安を感じておられることは十分理解できるところでございます。

こうした不安に寄り添うべく、岐阜県では、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と透明性の確保を図ることなどを目的とした全国的にも数少ない「手続条例」を制定しているところでございます。

さらに県では、「廃棄物処理法」の省令で定める「廃棄物処理」、「悪臭」、「水質」等の７分野に加え、「気象」や「地震工学」等の５分野の専門家にも意見を聴く体制を既に確保しております。

加えて、審査の過程で必要と判断した場合には、意見を聴取する専門家の分野を拡大するなど柔軟に対応し、得られた専門家の意見を十分踏まえて審査を行ってまいります。

また、生存権という観点から御心配されておられる水源地への影響については、許可申請前の環境影響評価手続において、周辺における地下水等の利用状況や、事業が水利用に与える影響の調査に加えて、予想されるその他のリスクに対しても十分に検討し、準備書において明らかにするよう既に知事意見を述べているところでございます。

今後、こうした手続を踏まえた上で事業者から準備書が提出された場合には、環境影響評価審査会において、御質問いただいた点を含めて専門的知見を有する者に十分御審議いただき、その結果を踏まえ、県として準備書に対しても知事意見を出してまいりたいと考えております。

再質問 答弁 知事

特に安全性に関しては、関係者の方も大変心配しておられると思いますので、法律に基づいて正確に御説明をさせていただきます。

廃棄物処理法第15条の2第1項第2号において、周辺地域の生活環境の保全等について適正な配慮がなされたものであることということが条件になっております。これについて同条第3項において、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないと義務付けられておりますので、知事が独自の判断で行うことは法律上認められておりません。

したがって、出てきた書類に対して専門家から疑問が呈された場合については、それを重視することになります。

再々質問 答弁 知事

ここも大事な点なので、正確に申し上げたいと思います。先ほども申し上げたとおり、廃棄物処理法第15条の2第1項第2号及び第3項において、条件が満たされているかどうかということについて、我々は審査することになります。

したがって、その時点において、専門家の判断が当然優先されるのでありますけれども、その一方で、この法律については解釈通達が出ております。

環境省からの令和2年3月の通達、解釈を拘束するものとして、各要件に適合する場合については必ず許可をしなければならないものと解しており、加えて、要件に適合する場合において、なお都道府県知事に対して許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではない、ということが明確にされていますので、我々については、この条件についての適合性を審査し、それによって住民の方々の安心を確保する、それに尽きると思います。

担 当 課 廃棄物対策課、環境管理課

電話番号 (廃) 058-272-8217

(環) 058-272-8273

メー ル (廃) c11225@pref.gifu.lg.jp

(環) c11264@pref.gifu.lg.jp